



「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」の制定について（通知）

技術基準の種類：業務委託
通知日：平成9年11月20日

管 第 5 5 5 号
平成9年11月20日

部 内 各 課 長 } 様
部内各地方機関の長 }

土 木 部 長

「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」の制定について（通知）

このことについて、別紙のとおり定めましたので、取扱いに注意してください。

別 紙

「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」

（目 的）

第1条 この要領は、土木部における建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いを定めることにより、事務の適正化及び簡素化を図ることを目的とし、その取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（設計変更）

第2条 この要領において設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することとなる場合において、契約変更の手続きを行う前に当該変更の内容をあらかじめ請負者と協議し、又は請負者に指示することをいう。

（設計変更の手續）

第3条 設計変更は、その必要が生じた都度、地方機関の長又は本庁主務課長がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上、別に定めるところにより請負者と協議し、又は請負者に指示することにより行うものとする。

（契約変更の範囲）

第4条 変更見込金額が請負代金の3割（3割に相当する金額が1,000万円以上であるときは1,000万円）以内の場合又は現に施工中の工事と分離して施工することが不適当な場合は、契約変更によることができるものとする。

2 前項に規定する場合以外の場合は原則として別途の契約とするものとする。

（契約変更の手續）

第5条 設計変更に伴う契約変更の手續は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。但し、軽微な設計変更に伴うものは、この限りでない。

2 前項の軽微な設計変更に伴うものは、次に掲げる場合とする。

- 一 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でない場合
- 二 変更見込金額が請負代金の2割（2割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以下の場合

3 第1項但書の規定を適用する場合においては、部分払を行うに当たり請負者に著しく不利益になることのないよう配慮するものとする。

（契約の相手方等に対する説明）

第6条 第3条及び前条に定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項は、現場説明において入札者又は契約の相手方に対し了知させておくものとする。